

## CW協定に基づく協力の追加に関する口上書

### ○外務省告示第六百四十九号

平成二十年十二月一日にワシントンで、温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）と炭素観測衛星（OCO）との間の協力に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十年十二月十六日

外務大臣 中曾根弘文

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の「宇宙開発に関する長期的な計画」の一部として独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が実施する温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）と炭素観測技術衛星（OCO）との間の共同計画（以下「計画」という。）に係る機構とアメリカ合衆国航空宇宙局（以下「NASA」という。）との間の協力に関し日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、並びに千九百八十八年六月二十日にトロントで署名された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定であってその後、延長され、及び改正されたものに留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、日本国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

- 1 計画に係る機構とNASAとの間の協力（以下「協力」という。）は、機構とNASAとの間において合意される実施取決め（了解覚書）の条件に従って実施されることとなる。
- 2 協力は、それぞれの国において施行されている法令及び利用可能な予算に従って実施される。
- 3 機構及びNASAは、協力から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議する。問題がそのような協議を通じて解決できない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。
- 4 この取極は、十年間効力を有するものとし、その後は、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでもいずれか一方の政府が他方の政府に対しこの取極を終了させる

意思を少なくとも六箇月の事前の通告をもって書面により外交上の経路を通じて表明することによって終了させない限り、引き続き効力を有する。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により改正することができる。

本使は、前記の取極がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力が生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千八年十二月一日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使に代わる

加藤元彦

アメリカ合衆国国務長官

コンドリーザ・ライス閣下

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本長官は、更に、前記の取極がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千八年十二月一日にワシントンで

アメリカ合衆国

国務長官に代わる

ジェフリー・A・マトキ

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 藤崎一郎閣下